

新型コロナウイルス感染症対策本部
(通算：第35回 特措法に基づく対策会議：第14回)

日 時 令和3年2月15日(月)
午後4時から
場 所 災害対策本部室

出席者：市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、産業環境部長、建設部長、都市整備部長、上下水道部長、教育振興部長、生涯学習部長、社会福祉協議会事務局長、安城消防署長、危機管理監、危機管理課長、危機管理係長、地域防災係長、子育て健康部次長、健康推進課長、健康推進係長

1 本部長あいさつ

- ・1月14日に愛知県緊急事態措置が発出されてから約1ヵ月が経過し、この間で国及び愛知県全体の新規感染者数は減少傾向に転じましたが、一方で本市の状況は危機的状況である。
- ・本部員各位においては、こうした市の現状を十分踏まえつつ、緊急事態宣言が継続中であることを強く認識し、今後の感染防止対策や市民への啓発について引き続き緩めることなく臨むこと。

2 新型コロナウイルス感染症の感染状況について

- (1) 安城市の感染状況について(危機管理課)
- ・市の感染状況を国や県と比較

3 新型インフルエンザ特措法、感染症法及び検疫法の一部改正の概要について

- (1) 新型インフルエンザ特措法などの一部改正の概要について(子育て健康部)
- ・新型インフルエンザ特措法、感染症法及び検疫法の一部改正については、令和3年2月13日施行。
 - ・新型インフルエンザ特措法については、「まん延防止等重点措置の新設」、「事業者、医療機関及び医療関係者に対する支援」、「臨時の医療施設の設置」、「差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定の創設」が主な改正点。
 - ・感染症法については、「新型コロナウイルス感染症の法的位置づけ」、「国・地方自治体間の情報連携」、「宿泊療養施設・自宅療養の法的位置づけ」、「入院勧告・措置の見直し」、「積極的疫学調査の実効性確保」、「医療関係者・検査機関への協力要請」が主な改正点である。
 - ・検疫法についても「無症状病原体保有者の法的位置づけ」、「宿泊療養及び自宅待機の法的位置づけ」などに関する一部改正が行われる。

4 その他

(1) 緊急事態宣言の継続について（危機管理課）

- ・現在の安城市は非常に厳しい状況にある。緊急事態宣言は継続中であるので、そのことを強くアピールしながら気を緩めることなく啓発や感染防止対策に取り組むこと。

5 市長あいさつ

- ・本市における直近の感染拡大状況は警戒すべきものであり、国や県の動向とは異なった推移をみせている。さらに、市内でクラスターが発生したことで、多くの市民が不安を感じる状況にある。
- ・世間では新規感染者数の減少やワクチンの接種開始など前向きなニュースが報じられているが、職員各位においては現状を決して楽観視することなく、緊急事態宣言が継続中であることを強く意識し、引き続き職務に精錬するよう本部員が指導すること。

以上